

京都市告示第433号

地方自治法第260条の2第1項の規定に基づき、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するための地縁による団体として、次のとおり認可したので、同条第10項の規定により告示します。

平成30年11月19日

京都市長 門川 大作

1 団体の名称

西原西町町内会

2 規約に定める目的

会は、住民間及び近隣地域住民との連絡と連携により、相互の親睦と福祉の向上及び良好な住環境を守るための協力を図り、地域の発展に寄与する事を目的とし、次の活動を行う。

- (1) 住みよい環境の保全・改善に関すること
- (2) 消防・保健・衛生・防犯等に関すること
- (3) 休日スポーツ・区民運動会等、体育の向上・振興に関すること
- (4) 青少年・婦人・老人の福祉に関すること
- (5) レクリエーション・祭礼・地蔵盆等、住民親睦に関すること
- (6) 近隣の町内会及び地域内各種団体との交流に関すること
- (7) 会員・家族及び会員以外で対応の必要な地域団体並びに住民の慶弔に関すること
- (8) 所有する資産の維持管理及び運営に関すること
- (9) その他会の目的に必要な事業に関すること

3 区域

会の区域は、京都市山科区御陵原西町地先、及び御陵山ノ谷地先、御陵黒岩地先、御陵大岩地先、御陵壇ノ後地先、並びに山科区日ノ岡堤谷地先における下記地番のとおりとす。

- ・御陵原西町12番地3～75番地3まで。
- ・御陵山ノ谷1番地1～45番地まで。
- ・御陵黒岩1番地9～23番地1まで。
- ・御陵大岩15番地～20番地56まで。
- ・御陵壇ノ後5番地2～10番地まで。
- ・日ノ岡堤谷町74番地19～79番地2まで。

4 主たる事務所

京都市山科区御陵黒岩町23番地2号 藤和ライブタウン御陵内

5 代表者の氏名及び住所

井上光二

京都市山科区御陵原西町73番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無
なし

7 代理人の有無
なし

8 認可年月日
平成30年11月14日

(文化市民局地域自治推進室)